

第363回理事会次第

一般社団法人日本コミュニティーガス協会

日 時 2019年5月17日(金) 14時00分～15時30分(予定)

場 所 東京都千代田区 「霞山会館」 牡丹の間

会議成立報告

挨拶

議事録署名人

議 題

I. 会務関係

<審議事項>

- | | |
|--------------------------|----------|
| 1. 平成30年度事業報告書(案)について | 資料No. 1 |
| 2. 平成30年度決算書(案)について | // No. 2 |
| 3. 第49回定時総会の開催について | // No. 3 |
| 4. 2019年度協会表彰(案)について | // No. 4 |
| 5. 入会の承認について(2019年3、4月度) | // No. 5 |
| 6. 役員人事について(案) | // No. 6 |
| 7. その他 | |

<報告事項>

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 1. 第37回制度設計専門会合の審議概要について | // No. 7 |
| 2. 第7回ガス事業制度検討ワーキンググループについて | // No. 8 |
| 3. 経過措置料金規制に係る団地の指定解除について | // No. 9 |
| 4. その他 | |

II. 事務局報告

1. 委員会関係

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| (1) 総務委員会関係(第1回委員会) | // No. 10 |
| (2) 業務委員会関係(第1回委員会の審議概要) | // No. 11 |
| (3) 技術委員会関係(第1回委員会の審議概要) | // No. 12 |
| 2. 事業者登録状況(2019年3、4月度) | // No. 13 |
| 3. コミュニティーガス事業生産動態統計(2019年1、2月度) | // No. 14 |
| 4. その他 | |
| (1) 家庭用販売量及び消費原単位の推移(平成30年12月) | |
| (2) 平成30年都道府県別ガス販売量 | |

IV. 次回理事会の開催予定について

2019年6月20日(木) 13時50分～(予定) 於: 都内「霞山会館」

以 上

2019年度 第1回事務局長会議の開催について

記

1. 日時 2019年6月21日（金）10時00分～13時30分予定
2. 場所 協会会議室
3. 議題

1. コミュニティガス事業の普及促進策について
2. 標準係数改定の検討について
3. 2019年度経年管実態調査協力依頼について
4. 2019年度「ガスと暮らしの安心」運動の概要について
5. 各種申込書様式の一部変更について
6. 軽減税率の伝票作成について
7. その他

以上

電力・ガス取引監視等委員会 第37回制度設計専門会合 議事概要

1. 日時：2019年4月25日（木）13：30～14：05（ガスのみ）

2. 場所：経済産業省本館17階第1～第3共用会議室

3. 出席者（委員）

稲垣座長、林委員、圓尾委員、安藤委員、岩船委員、大橋委員、草薙委員、
新川委員、武田委員、辰巳委員、松村委員、山内委員

（オブザーバー・ガス）

大浦 夏樹	JXTGエネルギー株式会社 ガス事業部 部長
奥田 久栄	株式会社JERA 常務執行役員 経営企画本部長
佐藤 美智夫	東京電力エナジーパートナー株式会社 常務取締役
沢田 聡	一般社団法人 日本ガス協会 専務理事
松井 毅	大阪ガス株式会社 代表取締役 副社長執行役員
内藤 理	一般社団法人 全国LPガス協会 専務理事
藪内 雅幸	一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 専務理事
下堀 友数	資源エネルギー庁 ガス市場整備室長

4. 議題（ガスのみ）

LNG市場の実態と需給調整（株式会社JERA）ガスの卸取引について

5. 意見等

(1) (株)JERAにおける「LNG市場の実態と需給調整」（別邸資料）についての説明

- LNG市場において短期契約やスポット取引の割合が3割を占め拡大傾向にあり、JERAにおいても、年間調達量の3500万トンの内、20%の700万トンに拡大している。しかし、日本では、長期契約をベースとした資源の安定確保は重要な命題の一つである。
- 契約条件の趨勢を見ると、「供給源の多様化」「官民一体となった取り組み」「現下の市況」が相まって、LNGの取引実態の柔軟化が実現しつつある。
- 自由化による競争の激化、太陽光発電等の再生可能エネルギー導入の拡大により、発電用LNGの変動幅が拡大し、LNGの燃料所要量の予測困難化から、短期から中長期的にも影響が出てきている。
- 長期契約による資源の確保と短期スポット契約を活用した需給変動対応の両面での企業努力が求められる。

(2) 委員からの意見

- 旧一般ガス事業者と旧一般電気事業者ではLNGの調達関係が異なり、LNGの長期契約と短期スポット契約の割合も大手旧一般ガス事業者は長期契約の割合が高いと思われる。長期契約が全部悪いわけではなく、長期契約が終了したのから短期に切り替えていくべきと考えている。LNGを獲得する全てのプレーヤーが努力するべきとありながらも、JERAの考えとして、旧一般ガス事業者はどのレベルの努力をするべきなのか、「企業努力の必要性」とまとめられた場合に、どの様な考えを持っているのか聞かせて頂きたい。

- ガス事業者は都市ガスを供給することが事業であり、原料のほぼ全てがLNGであることから、調達にあたっては安定供給、価格の安定を重視せざるを得ない。その為、長期契約が中心となり価格変動の激しいスポット契約等は電気事業者より少なくなる。
また、所有する発電所も旧一般電気事業者と比べて圧倒的に少なく、LNGが余剰となった際に発電用とすることは簡単な事ではないことを理解していただきたい。
異なる市場環境を生かしながらガス事業者としても柔軟な需給調整を目指したい。例として、欧州企業と連携するとか、米国産シェールガスの輸入拡大に取り組むとかいったLNG調達における柔軟性の向上について大手を中心に取り組んでいる。
安価で安定的かつ柔軟にバランスよく実現していくか、このような観点からLNGを調達するために企業努力を続けていくが、原料のほぼ全てがLNGであるというガス事業の特性を踏まえて卸契約にあたっては、現実的にどの形態が望ましいのか幅広い視点で検討を願いたい。
- 企業によってLNGの調達の仕方、数量調整をどのように図っていくのか取り組みの仕方も異なって、それが企業の戦力となってくる。各社によって取り組みの方向が違っているので、結果として卸契約を結ぶ時の条件提示が違ってくる。小売り事業者がどの卸元を選ぶのか決めていく。そのような環境が出来ていくのが理想と考える。JERAとしては、ここの部分を差別化のポイントとし今後の卸契約の中に訴求していく。
- JERAの資料「求められる柔軟性」の中で、「自由化による離脱需要」がでてくることは非常に残念なことだ。電力の改革でこのような意識がなくなることを願っている。
また、ガス事業者が認識していただきたいことは、ガス事業はLNGしか選択肢がないから安定供給の為に確実に確保することが最終論であり、高い値段をつけられても買ってしまふ。柔軟性のある電力業界もガス業界が高値で買っているのだからと、あなたには売れませんがとなると日本全体にとって迷惑なことだ。安定供給の美名の下に高値づかみの言い訳にはいけない。本来なら安定的に買うのだから、もっと安くしてということは可能はずで、長期契約で買わざるを得ないとき高値の口実にされないようにしていただきたい。
- 長期契約と短期契約を含めた多様な契約条件がそろっていることが需要家にとってメリットがあることだ。
- 調達の柔軟性を考えた場合に日や月の変化で示されているが、今の時点では年単位で考えなければならない。発電事業においては、今後さらに拡大していく方向と考えるが、原子力を再稼働するしないかで火力のところが大きなインパクトを受ける。その年単位の変動をコントロールしなければならないことが電気事業にとって大事なことだ。
都市ガス事業を考えると、そこまでの変動はなく少しずつ需要を積み上げていくの電気事業に比べ安定性の高いビジネスだと考える。短期長期の観点だけを見れば電気事業を主としているところと、ガス事業を主としているところで差がでてくることは当然のことだ。JERAから冒頭に説明があった通り「供給源の多様化」「官民一体となった取り組み」「需給の緩み」が起きているということを生かしながら、長期短期ではなく消費者の為により安いものを確保する努力をしていくことを見せたい。
都市ガス会社としては中途解約補償料が高いと言われないように、安いものを確保するように努力していくことが必要と考えるので、都市ガス会社の取り組みのプレゼンを聞きたい。

以上

LNG市場の実態と需給調整

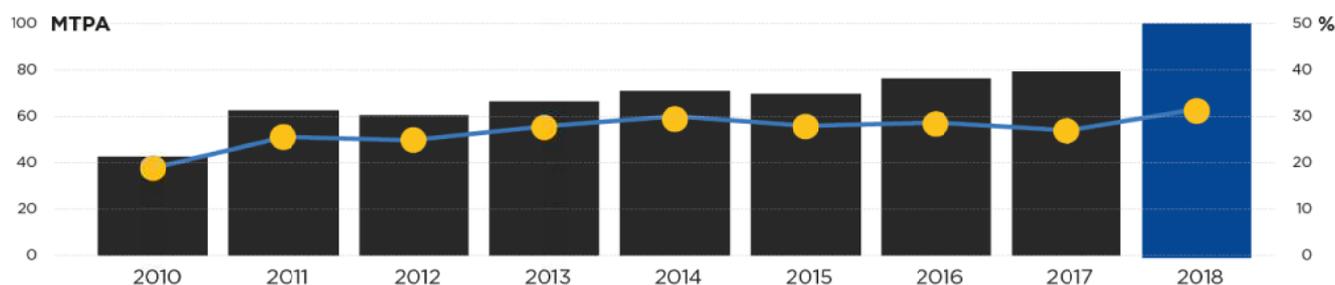
2019年4月25日
株式会社JERA

© 2019 JERA Co., Inc. All Rights Reserved.

LNG市場の構造

- 近年、LNG市場における短期やスポット取引の割合が拡大傾向にあり、全体の約3割を占めるに至っている
- 当社の2018年度の短期やスポット取引も全体の約2割を占め、約700万トンまで拡大している状況
- 新規LNGプロジェクト開発には数兆円の資金が必要であり、このファイナンス組成のためには、今後も引き続き長期購入契約は必須。従って、短期やスポット取引が占める割合の急拡大を期待するのは難しい

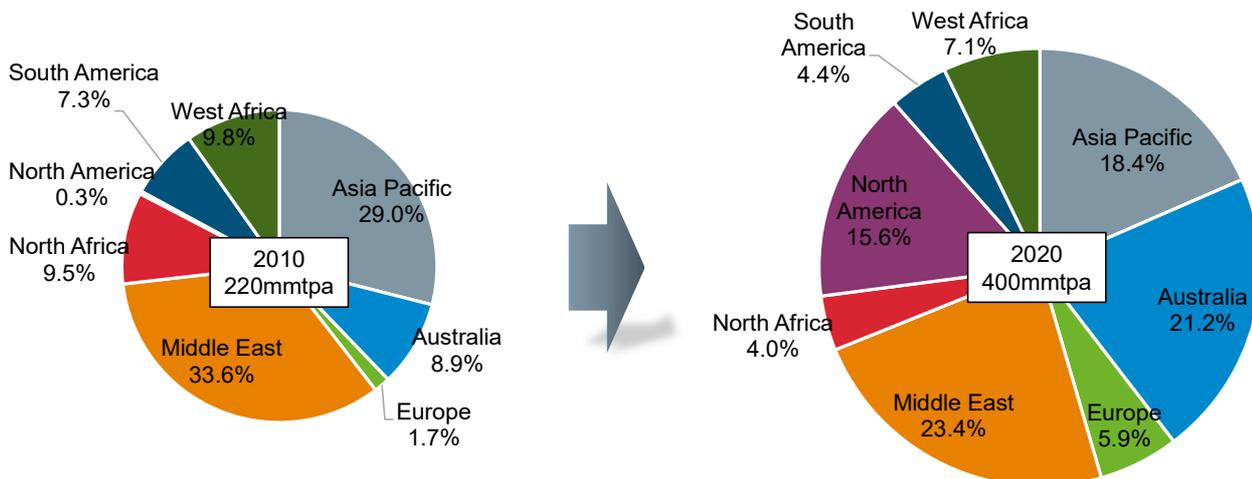
SHARE OF SPOT & SHORT TERM VS. TOTAL LNG TRADE



Source : GIIGNL

契約条件の趨勢

- ①供給源の多様化、②官民一体となった取り組み、③現下の市況、が相まって、仕向地制約に関する至近の傾向としては、2017年6月に公正取引委員会が公表した液化天然ガスの取引実態に関する報告書に沿った内容が実現しつつある状況
- 既存プロジェクトの延長を中心に、契約の短期化についても実現している（ex. マレーシア/アブダビ）



Source : Wood Mackenzie

《参考》JERAの取り組み例

Source : 当社プレスリリース

マレーシアLNG社とのLNG売買に関する基本合意について

2017/10/25

株式会社JERAは、本日、Malaysia LNG Sdn. Bhd. (マレーシアLNG社) との間で、LNG売買に関して、基本合意に同意しました。

当社は、2018年から3年間、年間最大約250万トンのLNGをマレーシアLNG社より購入する予定です。

当社は、本契約の仕向地条件は、2017年6月に公正取引委員会が公表した「液化天然ガスの取引実態に関する報告書」の内容であると考えております。これは、LNG需要の平準化への対応に貢献するだけでなく、結果として、当社のLNG需要の最適化にも資するものです。

当社は、今後とも、最速なLNG調達ポートフォリオの構築によって、事業環境の変化への柔軟な対応と、競争力を高めます。

<基本合意の概要>

売主	Malaysia LNG Sdn. Bhd.
買主	株式会社JERA
契約期間	2018年4月～2021年3月 (3年間)
契約数量	年間最大約250万トン
引渡条件	DESおよびFOB

ADNOC LNG社とのLNG売買に関する基本合意について

2018/08/07

株式会社JERAは、Abu Dhabi Gas Liquefaction Company Limited (ADNOC LNG社) との間で、LNG売買に関して、基本合意に至りました。

当社は、2019年から3年間、年間最大8億のLNGをADNOC LNG社より購入する予定です。

本契約は、2017年6月に公正取引委員会が公表した液化天然ガスの取引実態に関する報告書に沿った内容となっております。これは、LNG需要変動への対応に貢献するだけでなく、結果として、当社のLNG需要の最適化にも資するものです。

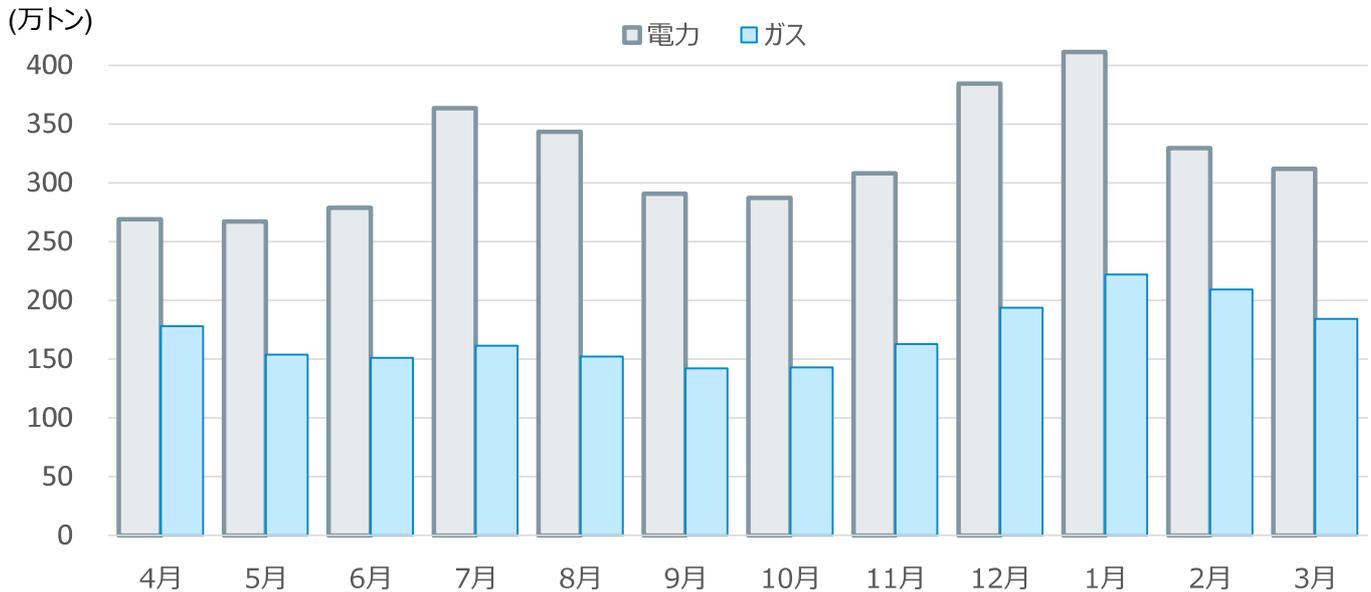
当社は、今後とも、最速なLNG調達ポートフォリオの構築によって、事業環境の変化への柔軟な対応と、競争力を高めるべく努めます。

<基本合意の概要>

売主	Abu Dhabi Gas Liquefaction Company Limited
買主	株式会社JERA
契約期間	2019年4月～2021年3月 (3年間)
契約数量	年間最大8億 (最大約50万トン/年)
引渡条件	DES

求められる柔軟性

- ①自由化による離脱需要、②再生可能エネルギー導入の拡大により、発電用LNG需要の変動幅が大きく拡大

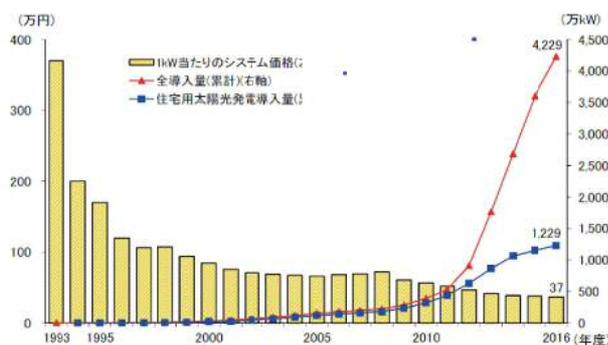


Source : (電力) 東京電力フエール&パワー株式会社および中部電力株式会社LNG消費実績(2017年度)を合算
 (ガス) 電力・ガス取引監視等委員会 ガス取引報(2017年度)のうち、関東および中部・北陸エリアガス小売事業者ガス販売量を合算・換算(1,220m³/t)して算出

《参考》太陽光発電の火力発電への影響

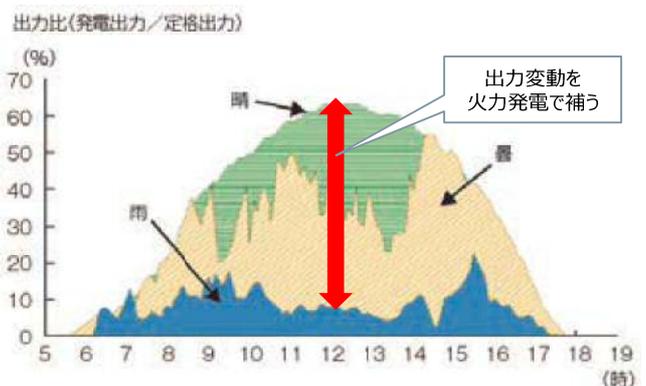
- 近年の太陽光発電の普及は、火力発電運用に対して、瞬間的な電力需給変動の拡大 (ΔkW) と燃料所要量の予測困難化 (kWh) の両面で、短期から中長期的にも多大な影響

太陽光発電の国内導入量とシステム価格の推移



Source : エネルギー白書2018

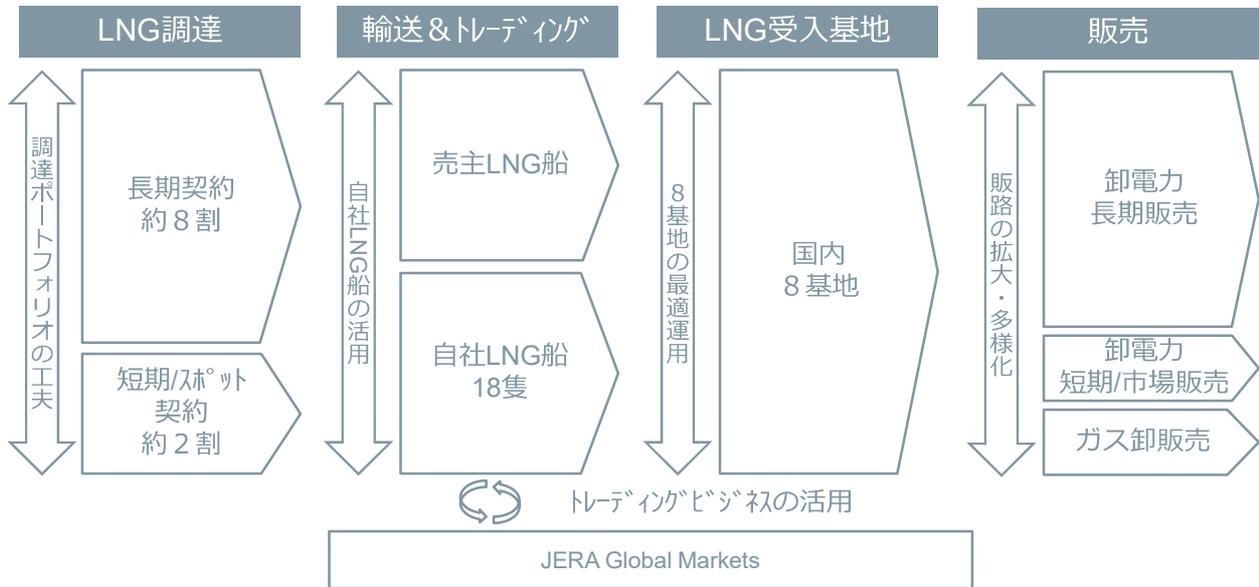
太陽光発電の天候別発電量の推移



Source : エネルギー白書2018

当社の対応

- 前述の状況に対し、当社はサプライチェーン全体で柔軟性を高める取り組みを進めている
- 具体的には、統合による規模拡大を基盤に、①LNG調達（前述）、②シンガポール/ロンドンを拠点としたLNGトレーディング本格稼働、③自社LNG船18隻の導入、④東西8つのLNG受入基地による最適運用、⑤短期相対取引や市場を活用した電力販売等を実施



《参考》JERAの取り組み例

Source : 当社プレスリリース

LNGポートフォリオ最適化の実施に係る最終合意について
2018/07/03

株式会社JERAは、このたび、EDF Trading (以下「EDFT」) との間で、両社のスポットや相対取引によるLNGの売買や輸送の最適化を両社のJVであるJERA Trading (以下「JERAT」) が一元的に実施することに合意しましたのでお知らせします。

今回の合意により、規制当局による承認を前提として、JERAは、JERATを通じて、2019年前半を目途にLNG調達・販売におけるリスク評価・管理をグローバルに行う体制を整備し、LNGポートフォリオの最適化を開始いたします。

具体的には、JERAのLNG需要や市場などの最新情報についてITシステムを用いて分析することに加え、金融商品取引を実施できる専門人材を確保し、リスクの低減を追求していきます。また、EDFTの持つ欧州のLNG基地・パイプラインガス市場へのアクセスの活用や、当社が参画する米国フリーポートLNGプロジェクトの原料ガス・電力の売買や最適化取引の実施能力を向上させることなどにより、バリューチェーン全体の高度化・効率化を行っていきます。これらにより、欧米の天然ガス・LNG各市場とアジアのLNG市場を繋ぐ統合的な最適化を実現してまいります。

なお、こうしたグローバル市場で新たな取り組みを進めていくことを踏まえ、最適化開始までに、JERATの社名を「JERA Global Markets」に変更することを予定しております。

JERATはEDFTの石炭部門を統合し、2017年4月から約200人体制でグローバルな取引を実施してまいりました。今回の合意に伴い、シンガポール、英国、米国、オランダに加え日本にも新たに拠点を設置し、JERATはLNG・石炭・船舶市場で最適化を推進する世界最大規模のユーティリティ系企業になります。この最適化の原動力としては、当社は、世界最大規模のLNG/バイヤーとしてこれまで積み上げてきた経験を有する専門チームを、EDFTは欧州のメジャープレイヤーとしてトレーディング事業を実施してきた経験者を、それぞれJERATに派遣するなど、約300人体制で取り組んでまいります。

昨今、国内外において再生可能エネルギー導入拡大が進んでおりますが、再生可能エネルギーは、昼夜などの時間帯や天候によって発電量が大きく変動する不安定な電源であり、そのバックアップとしてガス火力発電の役割が重要となっております。このため、より強力的なLNG調達が求められており、当社は、本取り組みに加えて、柔軟性のあるLNG供給ソースの開発（仕向地自由の拡大など）や新たなLNG需要の開拓（Gas to Power案件の開拓）を通じて、透明で流動性の高いアジアLNG市場の創設に積極的に貢献してまいります。

今回の合意により、両社の関係はより一層強化されると考えていますが、今後も、当社およびEDFTにメリットのある取り組みについて幅広く協議してまいります。

以上

EDFT **JERA**

100%
JERA Trading International

33.33% 66.67%

JERA Global Markets
シンガポール本店
LNG・石炭売買、輸送等の最適化を実施

英国拠点 オランダ拠点 米国拠点 日本拠点

2019年4月以降の最適化実施体制(約300名)

LNGポートフォリオ最適化事業の開始について
2019/04/02

株式会社JERAは、EDF Trading Limited (以下「EDFT」) との間で、スポットや相対取引によるLNGの売買や輸送に関する事業を、両社が参画するJERA Trading Pte. Ltdへ統合することでお知らせしております(2018年7月3日お知らせ済み)。

予定通りこの事業統合を終え、4月1日から、社名をJERA Global Markets Pte. Ltd. (以下「JERAGM」) に改め、事業を開始いたしましたので、お知らせいたします。

今回の合意により、JERAGMは、両社が持つスポットや相対取引によるLNGポートフォリオの最適化を一元的に実施いたします。また、両社の事業にLNG取引が増えることで、グローバルにLNG・石炭・船舶市場で最適化事業を推進する世界最大規模の企業となります。

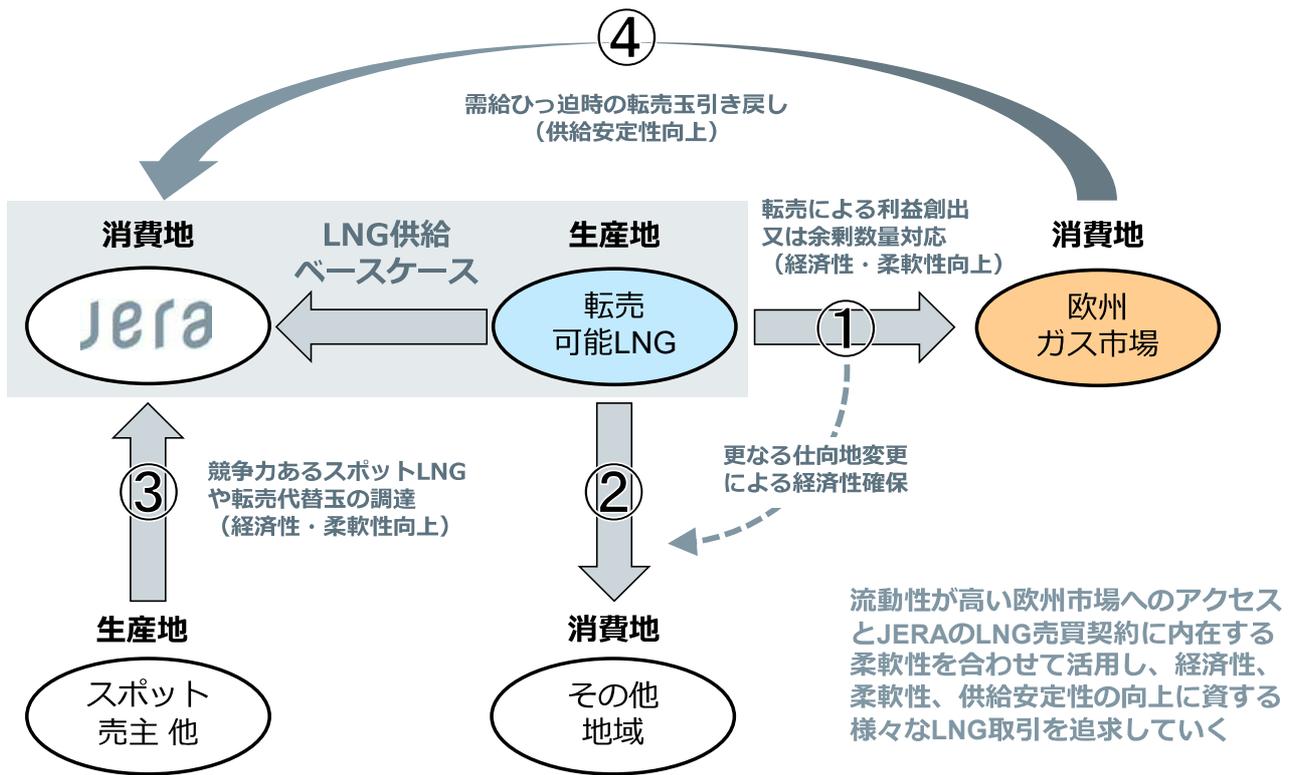
さらに、JERAGMは、欧州のLNG基地・パイプラインガス市場へのアクセスや、当社が参画する米国フリーポートLNGプロジェクトの原料ガス・電力の売買などを通じて、両社のLNG/バリューチェーン全体の高度化・効率化を進めてまいります。

なお、今後も、欧米の天然ガス市場とアジアのLNG市場を繋ぐ統合的な最適化の実現を目指してまいります。また、今回の統合により強化された当社とEDFTの関係も、両社にメリットのある取り組みについて幅広く協議してまいります。

<JERA Global Markets Pte. Ltd.の概要>
所在地：シンガポール
代表者：坂本 隆雄 (CEO)
出資者：JERA 66.67%、EDFT 33.33%
拠 点：英国、オランダ、米国、日本

以上

《参考》LNG最適化・トレーディングのコンセプト



一般的なガス卸契約と卸電力契約の比較

- 卸電力取引では短期契約において、お客様のご要望にお応えして契約条件を多様化
- 卸ガス取引については、まずは供給力の確保に取り組んでおり、扇島都市ガス供給を開発中。契約の多様化については、さらなる都市ガス供給力の確保が必要であるが、同事業の事業予見性が低いことが課題

	ガス卸契約の一例		卸電力契約の一例	
契約期間	比較的長期	長期	短期	1年 (常時バックアップ)
中途解約補償料				
年間最低引取量	一般的に有り	一般的に有り	お客様ニーズに応じて さまざまなバリエーション	無し
年間最低引取量 未達補償料				

1

【供給サイドの変化】

LNG市場は、長期契約が大宗という過去の状況から変化し、約3割が短期/スポット取引されている現状。資源のない日本にとって、長期契約をベースとした資源の安定確保は重要な命題の一つであることに変わりはない

2

【需要サイドの変化】

自由化による競争激化、再エネの大量導入、お客様ニーズの多様化といった状況変化は電力短期取引等の点で既に顕在化。これを受けて、LNG需要の変動は大幅に拡大している

3

【企業努力の必要性】

7割の長期契約による資源確保、3割の短期スポット契約を活用した需給変動対応の両面で、卸電力・ガス事業者としての企業努力が求められているものと認識

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第7回）審議概要

1. 日時 2019年3月28日（木） 17:30～19:00

2. 場所 経済産業省17階国際会議室

3. 出席者＜委員＞

山内座長、市村委員、大石委員、男澤委員、柏木委員、草薙委員、武田委員
二村委員、松村委員、山野委員

＜オブザーバー＞

佐藤（押尾常務理事代理） 石油連盟

佐藤 美智夫 東京電力エナジーパートナー株式会社 常務取締役

沢田 聡 一般社団法人日本ガス協会 専務理事

戸出 繁 国際石油開発帝石株式会社 国内エネルギー事業本部
ガス事業企画ユニットジェネラルマネージャー

中島 俊朗 石油資源開発株式会社 経営企画部長

＜経済産業省＞

村瀬電力・ガス事業部長、吉野電力・ガス事業部政策課長、
下堀ガス市場整備室長、田村ガス安全室長、木尾電力取引制度企画室長

4. 議事次第

1. 開会

2. 説明・討議

(1) ガス卸供給について

(2) 一括受ガスについて

(3) 熱量バンド制に関する調査報告

3. 閉会

5. 議事概要

○ 事務局より資料説明後、自由討議

議題 1

＜ガス卸供給にについて＞

○ 相対卸取引活性化策を「スタートアップ卸」に改称する。

○ 卸元事業者（都市ガス大手3社、準大手6社）に7月までの利用受付開始、来年3月までの卸供給開始を実施させる提案をした。

○ 供給の形態はワンタッチ卸による需要場所の需要の全量供給で、契約期間は1年間とし、利用上限量は大手都市ガス3社の供給区域で年100万 m^3 、準大手6社の供給区域で年50万 m^3 とする。

○ 卸元のガス会社は利用事業者に上限価格を提示し、相対交渉で決める。上限価格は卸元が

公表している旧一般ガス事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定経費を控除し、この上限価格は託送料金を下回らないことも確認された。

- 新規参入の能力がある大手電力会社等はスタートアップ卸の対象外にする考えを、その条件の原案と共に示した。しかし、原案のままだと東京ガスエリアで東電EPが利用できるため違和感があるため、「ガス発生設備を保有する事業者と関係会社を除外する」という原案の条件に加え「年間の需要規模が7千万 m^3 以上」の実績を持つ事業者とその関係会社も除外することとした。
- 対象となる利用事業者の基準が事業の期間でなく規模であることから、「参入3年目になつたらすぐに対象外」でないことが明確にされた。

議題2

＜一括受ガスについて＞

- 一括受ガスの代替策として検討を進めている需要家代理モデルに関しては、ガスの小売営業に関する指針の改定や新規ガイドラインの整備の必要性を示した。
- 記載する項目案として「代理モデルの活用で期待されるメリット」「需要家の代理人から需要家への説明・書面交付」「代理モデルに基づくガスの供給を一括受ガスと区別し一括受ガスと呼称しないこと」。
- 自己契約・双方代理をはじめ「代理人にとって利益となり需要家にとって不利益となる代理行為」全般が利益相反行為として無権代理行為となり得る旨を記載することを提案した。

議題3

＜熱量バンド制に関する調査報告＞

- 熱量バンド制は、熱量の変動幅を適正に設定できれば、輸入LNGの低熱量などに低コストで対応できる可能性があるが、同制度への移行には、導管網への熱量計追加、ガス料金算定方法の変更、ガス機器の調整などのコスト増要因もある。今回、ガス機器の影響調査と、諸外国の実態調査を行った報告があった。
- ガスコンロとエネファームを対象に、熱量「40～46MJ」の一定の幅を設定して実機検証を行った結果、ガスコンロもエネファームも安全面の基準値は超えなかった。
- 機器影響調査では、機器メーカーへの意見聴取も行き、ほぼ全てのガス機器で安全面・性能面等に影響が出る、または出る可能性があるとされた。これらを踏まえ、今後経年機器等への追加調査、排気中の窒素酸化物等の環境規制への影響調査を行う。
- 諸外国の先行事例の実態調査では、韓国の実態の報告があり12年7月から熱量バンド制を導入し、バンド幅は2段階で広げ41～44.4MJとなっている。月間加重平均で±2%に設定。消費場所での変動を考慮しガス送出地点では±1%で運用している。消費機器については、一部の発電用や産業用の設備は調整が必要だが、それ以外は問題ない。
- 欧州では、複数のガス田のガスが導管網の中で混合されているため熱量の変動を認めている。近年、産業用燃焼機器で問題が生じやすくなっており、ドイツでは変動幅±2%～±7.5%の幅による影響調査を行い、±2%を超える場合は問題が生じやすいと結論付けている。
- ガスエンジンは熱量が変動すると、火炎の燃焼速度の違いで悪影響が出る。一方、ガス

機器などは国際的に輸出するため、メーカーのチェックや情報収集を踏まえた上で、国力増強のための方向性を考えるべき。

- 低品質ガスを理由にした機器の故障や安全性の欠如は絶対に避けなければいけない。エネファーム等の精密で高性能な危機が家庭にも普及している日本と諸外国は違うという慎重論もでた。

6. 次回については後日ご案内する。

以上

ガス卸供給に関する検討

2019年3月28日

資源エネルギー庁

自主的取組の利用対象外とする事業者 1/4

- 第6回ガスWGでは委員・オブザーバーから、自主的取組の利用対象外とする事業者の整理について、今回の取組の目的やガス市場の実態を踏まえた更なる検討が必要であるとの見解が示された。

第6回ガスWGの議論：自主的取組の利用対象外とする事業者

- 今回の取組の目的は、交渉力の弱い小規模な事業者であってもガス小売事業への新規参入と相当量の需要獲得が可能となる環境の整備とされている。都市ガスの顧客件数が100万件を突破したような事業者が本取組を利用できる整理は、取組の目的に合致していないのではないか。ガス発生設備の保有者だけでなく、ガス小売事業者を起点とした利用対象外の整理も必要ではないか。強いLNG調達力と小売力を持つ事業者は、ガス発生設備を保有しなくても、第三者のガス発生設備を利用した上で、相応の都市ガス調達能力を確保し、ガス小売事業を営める。例えば、一定量のガス販売実績があるガス小売事業者と、そのグループ会社についても利用対象外となるように検討してほしい。【オブザーバー】
- 電気事業者とガス小売事業者のLNGの調達力は拮抗しており、両者はガス卸市場においても強力な競合関係にある。そうした環境下でガス事業者だけが電気事業者にガスを卸さないといけないのであれば、LNGスポット価格が高いたけガス事業者からガスを卸受けてサヤ取りをするなど、本取組の目的と異なる利用がなされる懸念もある。取組の利用事業者の範囲は、その目的に合致したものとし、既存の卸競争や小売競争を歪ませることがないように検討してほしい。【オブザーバー】
- 東京電力EPは、2020年4月に扇島都市ガス供給がガス発生設備の運転を開始した場合、今回の取組の利用対象外となる可能性があるのではないか。いずれにせよ、天然ガスシフトの観点からいえば、東電EPには、本取組の利用事業者としてではなく、ダイナミックな卸元競争のプレーヤーとして一貫して活躍してもらうべきではないか。
- グループ会社の整理基準を明確にするため類型化した点は合理的である。しかし、東京電力EPがJERAを起点にするとグループ会社から外れてしまう整理には違和感がある。持ち株会社を介して兄弟会社になってはいるが、別法人になっていて、なおかつ相当に独立している等、本当に独立した会社としてみなせる場合に杓子定規に規制するのは一般論として不適切である。他方、今回の制度に関して、JERAあるいは東京電力FPが、東京電力EPと独立した会社として行動している状況にはまだなっていないような気がするから、現状で、東京電力EPが利用対象外の事業者から外れる制度設計は若干不自然と思われる。これに関しては、一定のLNGの調達力がある者と結果的には資本関係にあるところを利用対象外とするといった整理も一つの選択肢である。実態を踏まえた利用対象外の事業者の整理を具体的に検討してほしい。

自主的取組の利用対象外とする事業者 2/4

第6回ガスWGの議論：自主的取組の利用対象外とする事業者（続き）

- 今回の取組で利用対象外となった事業者であっても、旧一般ガス事業者と交渉することは当然あり得る。交渉の結果として無体な条件、今回の制度設計の結果とかけ離れた条件が旧一般ガス事業者から提示されたとするならば、利用対象外とする事業者は交渉力があるという制度設計の前提と明らかに食い違う事例が生じたことになる。都市ガス会社も電力会社も、今回の取組の利用対象外となった事業者からの交渉にもきちんと応じてほしい。逆に、都市ガス会社等がきちんと交渉に応じ、大きな需要を獲得しており交渉力のある事業者が今回の取組と同等以上のよい条件で取引できるとの想定が正しいとすれば、そうした事業者が今回の取組で利用対象外とされることはそれほど大きな問題ではなく、利用対象となる事業者の範囲を限定してもよい。
- 今度の新制度の目標である新規参入の促進、スイッチング率の低い地域でのスイッチング率の向上の趣旨からすると、東京電力EPが利用対象外とならない整理には違和感がある。ただし、新規参入・スイッチング率向上の促進という目的には、北海道や中国地方のことを考えると、ガス小売事業者を起点に利用を制限するよりも、ガス発生設備の保有事業者を起点とする整理の方が合致しているのではないかと。
- 電気の経過措置の議論では、旧一般電気事業者のグループ会社と、その他小売事業の提携その他の事情から有効な牽制力を有さないと考えられる事業者は、有力で独立した競争者とはみなさない整理案が挙がっている。今回のガスの場合も、電気の経過措置の議論を応用できないか。
- 利用対象外とする事業者の整理の更なる検討に当たっては、グループ会社の定義や、取組趣旨に照らして利用対象外すべきか、といった幾つかの整理の仕方がある。
- グループ会社の範囲は、会計ルール上の類型だけでなく、実態に基づく例外というものを認める条項を付加的に入れてほしい。
- 既に参入済の新規ガス小売事業者であっても今回の取組の利用事業者と整理する点は、結論が出ている部分ではあるが、一定程度の需要を既に獲得しているような事態があるときに、更にこの制度の利用対象としていかといった観点で、もう少し検討すべき事項があるのではないかと。
- 電気とガスの自由化の違いとして、ガスの場合には既存事業者よりも新規参入の方が販売力や競争力を有している場合があるのではないかと。あまり例外規定を設けるべきではないと思うが、利用対象外とする事業者の整理はもう少し検討する必要があるように思う。

2

自主的取組の利用対象外とする事業者 3/4

- 今回の卸供給を促進する仕組みは、小規模の新規事業者にとって単独でのLNG輸入、基地の第三者利用や自社基地の新設・利用のハードルが高いといった課題を踏まえ、検討が進められたものである。
- LNG基地の第三者利用、自社LNG基地の新設・運用に必要な需要規模はそれぞれ、約6,700万m³/年、約2,000万m³/年である。これらを超える大規模需要を抱えるガス小売事業者は、旧一般ガス事業者からの卸供給に依存しないで都市ガスを調達できる可能性がある。
- 以上を踏まえ、自主的取組の利用対象外とする事業者に「契約期間前の直近1年間の需要規模が7,000万m³以上のガス小売事業者」を追加することとしてはどうか。また、本取組の利用開始後に需要規模が7,000万m³/年を超えた利用事業者については、次の契約更新の時点で本取組の利用を終了し、必要に応じて卸元事業者と相対卸供給の交渉を行うこととしてはどうか。

ガスの調達手法・規模感・特徴

ガスの調達手法	調達の規模感		特徴
LNG基地の第三者利用	一般家庭約20万件/年 (LNG 12万kL≒6,720万m ³)	大型LNG船のタンク容量の最小値 ※1	既に大規模需要を擁する小売事業者や卸事業者向き
自社LNG基地の新設・運用	一般家庭約6万件/年 (LNG 3.6万kL≒2,016万m ³)	小規模輸入LNG基地のタンク容量例 ※2	気化器を含むLNG基地の設備投資額は100億円以上
卸供給	交渉次第	—	小規模需要では、卸先の交渉力が弱い

※1 第30回ガスシステム改革小委員会 資料5 p.41 「LNG船の大型化について」より
http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/pdf/030_05_00.pdf

※2 第11回ガスシステム改革小委員会 資料3 p.5 LNG基地建設に係る第一期設備投資額と工期の例
http://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/kihon_seisaku/gas_system/pdf/011_03_00.pdf

3

自主的取組の利用対象外とする事業者 4/4

- これまでの整理をまとめると、今回の取組の利用対象外となる事業者の範囲は下記①～③となる。
 - ①ガス発生設備を保有する事業者並びにその子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
 - ②今回の取組に係る供給区域（当該供給区域に導管で接続された供給区域を含む。）における、卸供給契約期間前の直近1年間の需要規模が7000万m³以上のガス小売事業者並びにその子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
 - ③自主的取組の利用事業者の子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
- なお、電気の経過措置に関する専門会合における、旧一般電気事業者から独立した競争者に該当しない者の整理案も踏まえ、上記の利用対象外の事業者の範囲に「その他実態に基づき、十分な都市ガスの調達力又は卸供給の交渉力を有すると考えられる者」を、バスケットクローズ規定として加えるかが論点となる。この点、バスケットクローズ規定の適用の是非は、相対交渉の当事者である卸元事業者の判断によることとなるが、利用事業者側の予見可能性を確保する観点から、利用対象外となる事業者の範囲は明確な判断基準に基づくことが望ましい。よって、本取組の利用対象外となる事業者の範囲については、バスケットクローズ規定は設けないこととして、本取組の実施状況や市場の実態等を踏まえ、必要に応じてその範囲を見直すこととしてはどうか。

4

上限卸価格の算定方法 1/3

- 第4回ガスWGでは卸価格について、需要場所毎に、「供給量と時間流量の情報に基づき適用される旧一般ガス事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金」から「一定経費」を控除したものを上限価格として設定することを御提案した。
- 今回は、第6回ガスWGでの委員の御意見も踏まえつつ、上限卸価格表の設定に必要な「一定経費」の詳細を御議論いただきたい。

(参考) 第4回ガス事業制度検討WG（2018年12月21日）資料3 資源エネルギー庁説明資料より抜粋

⑤卸価格

- 新規参入者が小売事業へ参入するためには、旧一般ガス事業者の小売事業との競争性を需要毎に確保できる価格水準で、都市ガスを調達できる環境が必要である。また、通常の相対契約では都市ガスの最大流量等を踏まえた交渉を通じて卸価格が決定されていることや、卸元事業者間の卸価格競争が行われうることも踏まえた活性化策の設計が必要である。
- こうしたニーズを踏まえ、卸価格については、**需要場所毎に、「供給量と時間流量の情報に基づき適用される旧一般ガス事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金」から「一定経費※」を控除したものを上限価格として設定し、その下で個別の価格交渉を可能とする**のはどうか。

※一定経費とは、旧一般ガス事業者がガス小売事業者として行う業務に係る費用であって、例えば、小売供給の実務に係る業務費（開閉栓、消費機器保安、検針票投函、集金）、小売事業に係る広告宣伝費が考えられる。

第6回ガスWGの議論：卸価格

- 今回の取組がどれほどの新規参入者への優遇になるかは、価格に依存する。上限卸価格設定時に当然控除すべきものは既に例示されているが、また曖昧な部分として小売の人件費がある。小売の人件費に関しては、卸価格に含めるべきものもあるし、含めるべきでないものもあり、ある意味で判断が難しいものがある。判断が難しいものを全て卸価格に盛り込むとすれば、新規参入者にとって厳しい状況が生じることとなり、新規参入者への優遇策であることを踏まえた利用上限量の設定や利用対象者の制限といったこれまでの議論との一貫性がない。卸価格へむやみに卸元事業者の小売の人件費が算入されないよう、上限卸価格の水準設定は重要である。

5

上限卸価格の算定方法 2/3

- 今回の取組の利用事業者は、卸元事業者の小売料金と実際の卸価格の値差の範囲でガス小売事業を営むこととなる。上限卸価格は、この値差の下限値を決めるものである。
- 小売料金から控除する一定経費を卸元事業者が算定する際は、ワンタッチ卸で都市ガスを調達した事業者が要するガス小売事業の経費として、①ガス小売事業の家庭向け営業に係る労務費、②小売供給契約締結後の小売供給の実務に要する費用、③ガス小売事業に係る広告宣伝費を、託送料金を下回らない範囲で下記のように計上することとしてはどうか。なお、上限卸価格表の算定根拠の時点は、当該表の設定時の直近年度としてはどうか。

控除部分	費目	費目の内訳	卸元事業者による算定方法例
基本料金	①ガス小売事業の家庭向け営業に係る労務費	家庭向け営業に携わる職員の労務費	有価証券報告書の平均給与 × 家庭用営業部署の人員数 ÷ 家庭向け小売調定件数実績 【単位 円/件】
	②小売供給契約締結後の小売供給の実務に要する費用	開閉栓（小売分）、消費機器保安、検針票投函、集金	託送収支の整理作業を踏まえた該当費用 ÷ 小売調定件数実績 【単位 円/件】
従量料金	③ガス小売事業に係る広告宣伝費	マスPR	企業活動基本調査票の広告宣伝費※ ÷ 小売供給量実績 【単位 円/m ³ 】

※ガス小売事業に関連しない広告宣伝費が含まれる場合、企業活動基本調査票を作成していない場合に、算定方法をより適切なものに変更することは可能とする。

6

上限卸価格の算定方法 3/3

- 卸元事業者の上限卸価格表の設定から利用事業者の卸料金の支払いまでのイメージは下記のとおり。
 - ①卸元事業者は、供給量と時間流量の情報に基づき適用される標準メニューの最も低廉な小売料金から一定経費を控除し、上限卸価格表を設定する。
例：小規模需要向け標準メニューと大規模需要向け標準メニューが別個あれば、上限卸価格表を各々について用意する。
 - ②卸元事業者と利用事業者は、個別交渉を踏まえ、上限卸価格表を超えない水準の卸価格表を設定し、卸供給契約を締結する。
 - ③利用事業者は、需要獲得時に、当該需要場所に適用する卸価格表を指定する。
 - ④利用事業者が、小売供給を開始する。
 - ⑤卸元事業者は、一般ガス導管事業者からの検針情報に基づき、利用事業者へ卸料金を通知する。
 - ⑥利用事業者は、通知に基づき卸元事業者へ卸料金を支払う。

上限卸価格表の算定イメージ

標準メニューの小売料金表A（小規模需要向け）

供給量 (m ³)	0~A ₁	A ₁ +1~A ₂	A ₂ +1-
基本料金 (円/件)	P _{A1}	P _{A2}	P _{A3}
従量料金 (円/m ³)	U _{A1}	U _{A2}	U _{A3}

標準メニューの小売料金表B（大規模需要向け）

供給量 (m ³)	0~B ₁	B ₁ +1~B ₂	B ₂ +1-
基本料金 (円/件)	P _{B1}	P _{B2}	P _{B3}
従量料金 (円/m ³)	U _{B1}	U _{B2}	U _{B3}

一定経費の基本料金成分C、従量料金成分Dを控除

上限卸価格表A（小規模需要向け）

供給量 (m ³)	0~A ₁	A ₁ +1~A ₂	A ₂ +1-
基本料金 (円/件)	P _{A1} - C	P _{A2} - C	P _{A3} - C
従量料金 (円/m ³)	U _{A1} - D	U _{A2} - D	U _{A3} - D

上限卸価格表B（大規模需要向け）

供給量 (m ³)	0~B ₁	B ₁ +1~B ₂	B ₂ +1-
基本料金 (円/件)	P _{B1} - C	P _{B2} - C	P _{B3} - C
従量料金 (円/m ³)	U _{B1} - D	U _{B2} - D	U _{B3} - D

7

取組開始時期

- 第6回ガスWGでは委員等から、今回の自主的取組の開始時期について、下記の趣旨の御意見を頂いた。
- 今回の取組による卸供給の開始時期は、前回の提案どおり2020年3月までを目標とする。
- 受付開始時期の目標は、上限卸価格の算定に2018年度実績の平均給与等の数値を用いることがあることを踏まえ、2019年7月までとしてはどうか。

第6回ガスWGの議論：取組開始時期

- 卸元事業者の準備期間が必要という点は異存ないが、利用相談の受付開始は、個社の創意工夫や日本ガス協会との連携の下2019年7月より前倒しできないか。
- ガスのスイッチングシステムは、時間的猶予の限界の中でシステム整備が進められた結果、新規参入者側の使い勝手が悪く、改良が求められるといった手戻りが発生していた。こうした事象が生じないよう、事前の確認等を踏まえ、取組開始時期については柔軟な考え方も必要ではないか。
- 価格設定やシステム等の準備があることを踏まえれば、受付開始までに3、4か月といった一定の準備期間が設けられるのはやむを得ない。また、卸供給の開始目標を2020年3月までとする点は、卸元事業者によっては少し遅れるといった事象も想定されるが、その際は利用希望者に対して丁寧な説明が必要となる。

8

卸元事業者内での情報管理

- 第6回ガスWGでは委員等から、卸元事業者内での情報管理について、下記の趣旨の御意見を頂いた。
- 各卸元事業者には前回提示した取組①～③を最低限として求めつつ、より適切な情報管理体制の構築に向けては、今後の電力・ガス取引監視等委員会での議論の動向を注視することとしてはどうか。

第6回ガスWGの議論：卸元事業者内での情報管理

- 事務局資料で提示された3点の情報管理策はいずれも重要であり、事務局提案に賛成する。システム導入等の体制整備が難しいという指摘については、旧一般電気事業者でも完全には対応できていないことを踏まえると、イコールフットingの観点からも、ここはじっくりと、あまり期限を定めずに卸元事業者へ対応を求めることとしてはどうか。
- 今回の取組の利用上限量を超えた卸取引においても情報管理は必要になってくる。
- 情報管理の体制整備に費用を要し、可能なことと不可能なことがある点、特に第2グループの卸元事業者にとってファイヤーウォールの構築に相当の費用を要する点は理解した。
- ファイヤーウォールとして業務時間の分離が有効だと整理してしまうと、情報共有を禁止する趣旨が無意味になる可能性がある。小売と卸の業務時間を分離する場合、具体的には小売部門の従業員が卸業務を担わざるを得ない場合というものを限定的に捉え、全ての卸元事業者が業務時間の分離だけでファイヤーウォールを構築したと評価されないことがないよう整理してほしい。ファイヤーウォールは、独占禁止法の垂直型企業結合の問題解消措置としてしばしば用いられるものだが、最近はこうした情報管理で措置が十分なのかといった疑問の声が生じていることから、あまりファイヤーウォールを過信しない方がよいのではないか。
- 事業規模等に差がある中で、実態に応じた体制、情報管理策を整備することには賛成だが、そうした体制や情報管理策が適切に運用されているかもモニタリングしていくような仕組みをあわせて検討する必要があるのではないか。
- 卸元事業者に対する取引価格や数量、あるいは需要家に関する情報の卸元事業者内での取り扱いについては、今後さらに議論が必要だと考えている。卸元事業者と利用事業者が小売事業において競争関係にあることを踏まえれば、企業規模等に起因する措置の現実的な実行可能性も勘案することはある一方で、情報が適切に取り扱われるような社内管理体制を構築することが卸元事業者には求められる。情報の取扱いに関する適切な社内管理体制の構築は、望ましいというよりは、求められるものと考えている。実効的な管理体制の構築により、卸元事業者が一方では今回の取組による卸価格で卸先事業者に卸取引を行いつつ、他方では当該卸価格をわずかに下回るような小売価格を当該卸先事業者の顧客に提示して、結果として競争が損なわれるような状況を防止することが重要である。基地出口卸、連結点卸など、今回の取組に限らない卸取引一般についての情報管理の在り方については、事務局資料の内容に限定されず、電力・ガス取引監視等委員会の会議体でも議論を開始しているところであり、今後、卸競争を促進する観点から、適切な在り方を検討していきたい。【電力・ガス取引監視等委員会】

9

④卸元事業者内での情報管理 2/2

- これまでの経過を踏まえつつ、ここでは、本取組（ワンタッチ卸供給形態の相対取引活性化策）における卸元事業者内での基本的な情報管理の方法を整理することとしたい。
- 卸元事業者が卸先事業者の特定需要家情報を目的外で利用することを防ぐ観点から、卸元事業者は情報の取扱いに関して適切な社内管理体制を構築することが望ましい。
- 一方で、ワンタッチ卸について卸売部門が小売部門のシステムを活用して実施している場合や、小規模な事業者において卸売部門と小売部門が一体となって事業を実施している場合等が存在するため、卸売部門と小売部門で情報共有を遮断する体制を整備するにはシステム導入や人員の増員等相当のコストを要することが想定され、特に、第1グループに比べて従業員数が少ない第2グループの卸元事業者は、体制を整備することが難しい場合も想定される。
- 上記を踏まえ、本取組に関しては、いずれの卸元事業者もまずは下記3点の情報管理策を実施することとしてはどうか。
 - ①小売業務用から分離された、卸業務専用のシステムアカウント、データフォルダ、メールアドレスを用意する。
 - ②卸業務に関するシステム、情報へのアクセス権限を、卸業務の担当者だけに付与する。
 - ③小売部門の従業員が卸業務も担わざるを得ない場合は、小売と卸の業務時間を分離するとともに、情報管理に関する社内ルールを定める。

第1、2グループの旧一般ガス事業者単体の従業員数

1G事業者	地方	従業員数※1 (2017年度※2)	2G事業者	地方	従業員数※1 (2017年度※2)
東京ガス	関東	7,862人	西部ガス	九州	1,336人
大阪ガス	近畿	5,617人	北海道ガス	北海道	716人
東邦ガス	中部	2,858人	仙台市ガス	東北	315人
			静岡ガス	中部	624人
			広島ガス	中国	669人
			日本ガス	九州	233人

※1 単体での従業員数。民営各社の有価証券報告書と仙台市HPより
 ※2 静岡ガスについては2017年12月期の情報

13 10

(参考) 第6回ガスWGでの議論概要：取組外の卸供給ほか

- 第6回ガスWGでは委員等から、今回の取組外の卸供給等について、下記の趣旨の御意見を頂いた。

第6回ガスWGの議論：取組外の卸供給

- 今回の取組外にも卸取引は存在する。卸元事業者の対象でない、例えば電力会社も、今回の取組の対象ではないが卸供給を一切断ってもよいという整理にはなっていない。独占禁止法その他の一般的な規範は、卸取引一般に適用される。卸供給の交渉を門前払いすることがあれば、それは当然問題になるという点は、繰り返し指摘する必要がある。
- 今回の取組外の卸供給が断られる場合の不当性の判断に当たっては、市場環境や市場シェアといった競争状況を丁寧に見ていく必要がある。

：卸価格の値下げ予告

- 事務局提案に賛成する。事前に卸価格の値下げ予告を行うのがあるべき姿である。自社の小売部門と他者とを比較して、値下げ予告について、自社の小売部門を有利に扱うといったことが決まっていよう留意しつつ、値下げ予告を実施してほしい。

：その他

- 今回の自主的取組については、まだ詳細設計が残っているものの、卸元事業者とされた第1・第2グループのガス事業者から実施する意向を確認している。本取組を通じて、天然ガスの普及・拡大につながることを期待している。【オブザーバー】
- 今回の取組による業務負荷やニーズが見通しづらい面があることから、システム化の必要性などは利用希望者からの相談が実際に入ってから判断する可能性があること、取組の初期段階では事業者ごとに対応に多少の差が生じる可能性があることはご理解いただきたい。【オブザーバー】

相対卸取引活性化策（スタートアップ卸）の全容 1/4

- これまでに御議論いただいた相対卸取引活性化策（スタートアップ卸）の全容は次のとおり。卸元事業者にはこれらの内容で、2019年7月までの利用受付開始、2020年3月までの卸供給開始に取り組んでもらうこととしてどうか。

趣旨

- ガスシステム改革の目的たる「安定供給」「ガス料金の最大限抑制」「メニューの多様化と事業機会の拡大」「ガスの利用拡大」に資する事業者の、特に一般家庭向けガス小売事業への新規参入を支援するための、都市ガスの卸供給促進

位置付け

- 「適正なガス取引についての指針」の積極的なガスの卸供給に関する記載を踏まえた、旧一般ガス事業者の自主的取組

開始目標

- 2019年7月までの利用受付開始、2020年3月までの卸供給開始

対象区域

- 第1グループ及び第2グループの旧一般ガス事業者の供給区域

卸元事業者

- 第1グループ及び第2グループの旧一般ガス事業者

利用事業者

- 対象区域においてガス小売事業に新規参入しようとする又は参入した事業者であって、下記の事業者を除くもの。
 - ①ガス発生設備を保有する事業者並びにその子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
 - ②今回の取組に係る供給区域（当該供給区域に導管で接続された供給区域を含む。）における、卸供給契約期間前の直近1年間の需要規模が7,000万m³以上のガス小売事業者並びにその子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
 - ③自主的取組の利用事業者の子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
- ガス発生設備を保有することとなった利用事業者又はそのグループ会社は、当該ガス発生設備の営業運転開始まで本取組を利用可能とする。
- 本取組の利用開始後に需要規模が7,000万m³/年を超えた利用事業者は、次の契約更新の時点まで本取組を利用可能とする。

12

相対卸取引活性化策（スタートアップ卸）の全容 2/4

- スタートアップ卸の全容の続き。

卸供給の形態

- ワンタッチ卸による需要場所の需要の全量供給

契約期間

- 1年間（更新可能）
- 契約期間中であっても、卸価格の変動（原料費調整に相当する価格変更）・改定（変動以外の理由による価格変更）や利用上限量内での追加調達は、契約内容に随時反映される。

卸価格の設定

- 需要場所毎に、「供給量と時間流量の情報に基づき適用される旧一般ガス事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金」から「一定経費」を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する。
- 一定経費には、①ガス小売事業の家庭向け営業に係る労務費、②小売供給契約締結後の小売供給の実務に要する費用、③ガス小売事業に係る広告宣伝費が、託送料金を下回らない範囲で計上される。
- 上限卸価格表の算定根拠の時点は、当該表の設定時の直近年度とする。

卸価格の改定

- 卸価格の値上げ予告は、値上げの3ヶ月以上前に卸元事業者から利用事業者へ行う。
- 卸価格の値下げ予告は、上限卸価格の算定要素となる小売料金と卸価格の値下げが連動する場合、値下げの事前に卸元事業者から利用事業者へ行い、小売料金と卸価格の値下げタイミングを一致させる。

卸価格の確認

- 卸価格の水準は原則非公表とする。
- 上限卸価格の水準・算定根拠の確認、上限卸価格と個別卸価格の比較といった卸価格関連の状況確認等は、p.15の段取りで資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会が実施する。

13

相対卸取引活性化策（スタートアップ卸）の全容 3/4

- スタートアップ卸の全容の続き。

利用上限量

- 利用事業者ごとに、第1グループの供給区域では100万m³/年、第2グループの供給区域では50万m³/年

卸元事業者内での情報管理

- 各卸元事業者には下記3点の情報管理策を最低限として求めつつ、より適切な情報管理体制の構築に向けては、今後の電力・ガス取引監視等委員会での議論の動向を注視する。
 - ①小売業務用から分離された、卸業務専用のシステムアカウント、データフォルダ、メールアドレスを用意する。
 - ②卸業務に関するシステム、情報へのアクセス権限を、卸業務の担当者だけに付与する。
 - ③小売部門の従業員が卸業務も担わざるを得ない場合は、小売と卸の業務時間を分離するとともに、情報管理に関する社内ルールを定める。

フォローアップ

- 本取組の趣旨を踏まえつつ、本取組の利用状況、対象区域の競争状況、市場規模等は将来的にフォローアップを行い、その結果を踏まえて必要に応じて措置を講ずる。

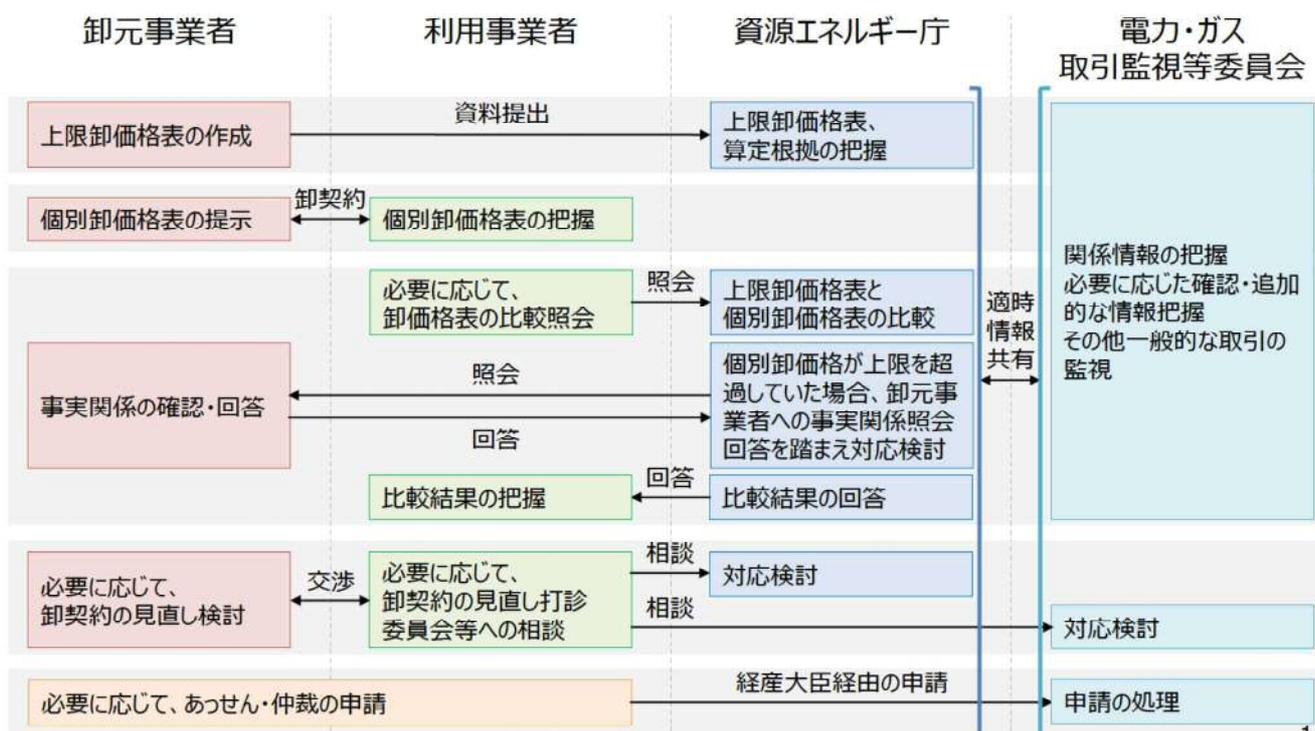
本取組外の卸取引

- 本取組に該当しない基地出口卸、利用上限量以上の卸、利用対象外の事業者向け卸等についても、「適正なガス取引についての指針」の記載や本取組を踏まえて、積極的に行われることが期待される。

14

相対卸取引活性化策（スタートアップ卸）の全容 4/4

- スタートアップ卸における卸価格関連の状況確認は、下記のような段取りで行う。



15

一括受ガスに関する検討

2019年3月28日

資源エネルギー庁

第6回ガスWGでの議論概要（一括受ガス関連）

- 第6回ガスWGでは委員等から、需要家代理の適切な活用に向けて、下記の趣旨の御意見を頂いた。
- これまでの議論を踏まえ、「ガスの小売営業に関する指針」の改定や必要に応じた新規ガイドラインの整備を検討している。
- 今回は、これまで御議論いただいた内容を踏まえつつ、一括受ガス、需要家代理に関してガイドラインへ記載すべき内容の方向性を議論いただきたい。

第6回ガスWGの議論：需要家代理の適切な活用に向けた整理明確化

- 不当勧誘については委員の間で活発な議論がなされたと認識しているが、不当条項についても幅広く議論し、小売営業ガイドラインに追記してほしい。消費者契約法第9条、第10条以外にも、同法には第8条の事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効規定や、第8条の2の消費者の解除権を放棄させる条項の無効規定が存在する。
- 電力・ガス取引監視等委員会のミッションとして、ガスの需要家の利益の保護を図るということがある。事業者の代理を行う者がガス小売事業者の媒介になるといったケースについては、利益相反の問題もあり得ると考えているため、次回以降、丁寧に議論してほしい。【電力・ガス取引監視等委員会】

消費者契約法上の不当勧誘・不当条項に該当する可能性がある場合 1/2

- 第6回ガスWGでは、消費者契約法上の不当勧誘・不当条項に該当する可能性がある一般的な例と共に、不当条項に該当する可能性がある代理契約の具体的な条項として、例1～3のような条項（消費者契約法第9条第1号、第10条関連）を例示した。

【第6回ガスWGの例示】

（例1）消費者が需要家代理契約を解約する際に高額な違約金を請求する条項

解除に伴う解約料の金額が当該事業者が生ずる「平均的な損害の額」を超える場合には、平均的な損害の額を超える部分が、消費者契約法第9条第1号により無効となる可能性がある。

（例2）消費者が代理事業者を通さず、ガス小売事業者と直接契約を締結・変更・解約することを禁じる条項

当該条項は、消費者にとって誰と契約するかは本来自由であるにもかかわらず、契約相手の選択の自由を制限している点で「公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」に該当し、消費者契約法第10条により無効となる可能性がある。

（例3）契約期間を設定する際に、いわゆる顧客の囲い込みを目的として、長期間にわたり消費者を拘束する条項

当該条項は、「消費者の利益を一方的に害するもの」に該当し、消費者契約法第10条により無効となる可能性がある。

2

消費者契約法上の不当勧誘・不当条項に該当する可能性がある場合 2/2

- 他にも、消費者契約法上の不当勧誘・不当条項に該当する可能性がある場合として、不利益事実の不告知（消費者契約法第4条第2項）、事業者の損害賠償の責任を免除する条項（同法第8条）や消費者の解除権を放棄させる条項（同法第8条の2）について、下記のような事例が挙げられないか。

【今回の例示】

（例4）割引条件・手数料に関する不利益事実の不告知

代理事業者が代理契約の締結について消費者を勧誘をするに際し、消費者に対して、当該代理契約の締結によって小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料を告げなかったことにより、消費者が、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料が存在しないとの誤認をし、それによって当該代理契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、消費者契約法第4条第2項により当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性がある。

（例5）利益相反関係に関する不利益事実の不告知

代理事業者が代理契約の締結について消費者を勧誘をするに際し、消費者に対して、当該代理契約の締結によって小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該代理契約に基づく小売供給契約が民法上の自己契約、双方代理又はその他利益相反行為に該当することを告げなかったことにより、消費者が利益相反関係が存在しないとの誤認をし、それによって当該代理契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、消費者契約法第4条第2項により当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性がある。

（例6）事業者の損害賠償の責任を免除する条項

代理事業者はいかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない、代理事業者に責めに帰すべき事由があっても一切損害賠償責任を負わない、又は代理事業者に故意又は過失があっても一切損害賠償責任を負わないといった条項は、債務不履行や不法行為による損害賠償責任の「全部を免除する事項」に該当し、消費者契約法第8条第1項第1号や第3号により無効となる。

（例7）消費者の解除権を放棄させる条項

代理事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該代理事業者によるその解除権の有無を決定する権限を付与する条項は、消費者契約法第8条の2により無効となる。

3

(参考) 消費者契約法上の不当勧誘、不当条項の関連規定

○消費者契約法（平成12年法律第61号）

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条（略）

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

3～6（略）

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
 - 二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
 - 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
 - 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
 - 五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵（かし）があるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項
- 2 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。
- 一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合
 - 二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

（消費者の解除権を放棄させる条項の無効）

第八条の二 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項
- 二 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があること）により生じた消費者の解除権を放棄させる条項

4

自己契約・双方代理・その他利益相反行為に関する整理の方向性 1/3

- 自己契約とは、相手方が本人の代理人となって、自分自身と契約すること（図1）、双方代理とは、同一人が当事者双方の代理人として法律行為をすることをさす（図2）。
- 自己契約と双方代理は、民法上、原則として禁止されている（民法第108条）。このような場合は、代理人利益相反状況に置かれるため、本人ないしは相手方の利益が害されるおそれが強いためである。

図1 自己契約

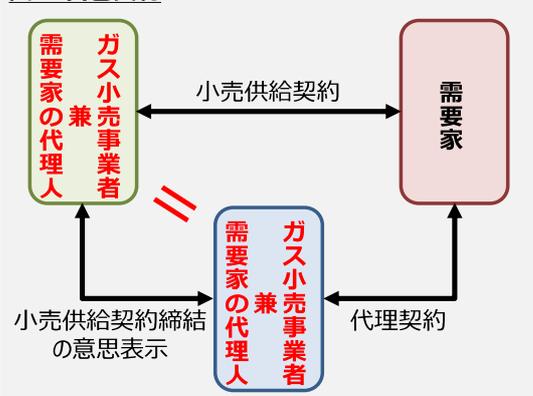
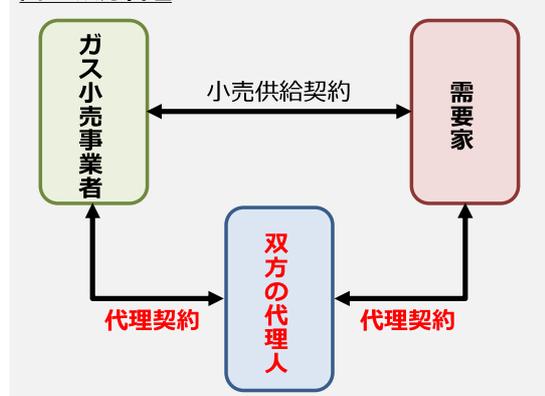


図2 双方代理



○民法（明治29年法律第89号）（平成29年法律第44号による改正前のもの）

（自己契約及び双方代理）

第百八条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

自己契約・双方代理・その他利益相反行為に関する整理の方向性 2/3

- また、自己契約や双方代理に当たらない利益相反行為も、原則として禁止されると解されており、判例（大判昭和7年6月6日）には、自己契約等に当たらない利益相反行為について自己契約等の禁止の趣旨に準じてその効力を否定したものがあつた。
- 2020年4月1日施行の改正民法には、自己契約と双方代理以外の、代理人と本人の利益が相反する行為（利益相反行為）についても、原則として代理権を有しない者がした行為（無権代理）とみなす規定が新設される（改正民法第108条第2項）。
- ある行為の利益相反行為への該否は、代理行為自体を外形的・客観的に考察して、その行為が、代理人にとっては利益となり、本人にとっては不利益となるものであるかによって判断されるものと解されている（最判昭和42年4月18日）。

○民法（明治29年法律第89号）（平成32年4月1日施行）

（自己契約及び双方代理等）

第百八条 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

2 前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

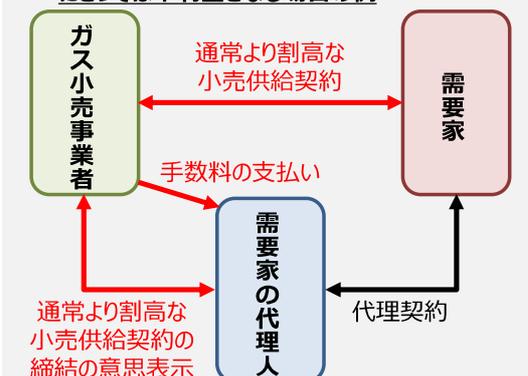
参考：法務省大臣官房審議官 筒井 健夫、法務省民事局参事官 村松 秀樹 編著（2018）、一問一答 民法（債権関係）改正 株式会社商事法務 潮見 佳男（2017）、民法（債権関係）改正法の概要 一般社団法人金融財政事情研究会

6

自己契約・双方代理・その他利益相反行為に関する整理の方向性 3/3

- 需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化に当たっては、まず自己契約・双方代理が原則として無権代理行為となる旨をガイドラインへ記載してはどうか。
- 外形的・客観的に考察して、代理行為が代理人にとっては利益となり、需要家にとっては不利益となる場合（例：図3）にも、代理契約が利益相反行為として無権代理行為となりうる旨をガイドラインへ記載してはどうか。
- また、無権代理行為を防止する観点から、第三者が、需要家の代理人として小売供給契約の申込みをした場合には、ガス小売事業者等が、当該代理人が小売供給契約を締結する代理権を有しているかを確認することが望ましい旨をガイドラインへ記載してはどうか。

図3 代理行為が代理人にとっては利益となり、需要家にとっては不利益となる場合の例



7

ガイドラインの整備方針（案）1/3：一括受ガスについて

- 本WGでの議論を踏まえ、下記の趣旨を盛り込んだガイドラインを整備してはどうか。

一括受ガスについて

1. 一括受ガスが許容されない補足理由

- 一括受ガスには、小売GL上で整理されている受ガス実態がないことや需要家のスイッチング制約が生じること等の課題に加えて、電力分野で認められていないホワイトラベルと同様の供給形態であり、供給元のガス小売事業者と最終的なガスとの間で契約がないため、ガス小売事業者等の供給条件説明義務（ガス事業法第14条第1項）、書面交付義務（ガス事業法第14条第2項及び第15条第1項）、苦情等の処理の義務（ガス事業法第16条）といったガス事業法上の需要家保護を確保できないといった課題があること。

2. 電力分野に関する参考情報

- 受電実態がない者が、需要家に代わり当該事業者の名義で、あるいは需要家の契約名義を当該事業者へ書き換えることにより、小売電気事業者等と小売供給契約を締結し、需要家に電気を提供するような行為は、①物理的な電気の使用・受電の実態に即さない契約を生じさせるものであること、②最終的な電気の使用がスイッチングをしたいと考えても、供給元の小売電気事業者と最終的な電気の使用の間で契約関係がないため、簡易・迅速なスイッチングができない等の需要家保護の観点からの問題があることから、許容されていないこと。

8

（参考）現行の小売GL上の記載（一括受ガス関係）

ガスの小売営業に関する指針（2017年1月制定）

2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等

（1）ガス事業法上許容されない営業・契約形態

ア 一括受ガスについて

電力分野では、マンションやオフィスビル等におけるいわゆる高圧一括受電による電気の提供がなされているが、これは、当該マンションやオフィスビル等という一の需要場所における受電実態（設置された受電設備の所有や維持・管理）を有する高圧一括受電事業者が、当該需要場所におけるマンション各戸や各テナント等の最終的な電気の使用に電気を提供するものであることから、電気事業法上の規制の対象外と位置づけられている。

一方、マンションやオフィスビル等に対するガスの供給について、低圧導管によって行われる場合においては、敷地外の低圧導管から敷地内の内管を通じて直接マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対してガスの供給がなされるため、仮に一括受ガス事業者が需要家としてガス事業者から小売供給を受けるという契約形態が存在したとしても、この者は何らかの設備の保有や維持・管理を行っているわけではないことが多く、それゆえに、ガスの供給を受けているという実態（以下「受ガス実態」という。）がない場合も想定されることである。このため、一括受ガス事業者を受ガス実態がない場合において、一括受ガス事業者がマンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対して行うガスの受渡し行為については、受ガス実態がないにもかかわらず、自らが需要家であるかのように装って、形式上ガス事業者からガスの供給を受け、最終的なガスの使用に当該ガスを使用させるという、実態に則さない契約関係を生じさせるものであることから、このような営業・契約形態はガス事業法上許容すべきものではない（ガス小売事業の登録を受けていない者がこのような行為をした場合には、ガス事業法第3条に違反する無登録営業として罰則（1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科）の対象となり得る（ガス事業法第196条第1号）。）。

また、敷地外の導管が高圧・中圧・低圧のいずれであるにかかわらず、一括受ガス事業者がガバナ（整流器）などの設備を保有又は維持・管理し、一括受ガス事業者がガス事業者から供給を受けたガスを減圧するなど、当該設備を経由してマンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対してガスを受け渡す行為についても、ガスメーターに係るガス事業法上の保安規制を担保できないこと、同法上当該ガバナ（整流器）については一般ガス導管事業者には保安義務があり一括受ガス事業者が実質的な維持・管理を行っているとは言えないこと（ガス事業法第61条第1項参照）、マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等の需要家によるガスの供給者選択に対し一定の制約を課すことになることなどの理由により、このような営業・契約形態はガス事業法上許容すべきものではない（ガス小売事業の登録を受けていない者がこのような行為をした場合には、ガス事業法第3条に違反する無登録営業として罰則（1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科）の対象となり得る（ガス事業法第196条第1号）。）。

9

ガイドラインの整備方針（案）2/3：需要家代理について 1/2

- 本WGでの議論を踏まえ、下記の趣旨を盛り込んだガイドラインを整備してはどうか。

需要家代理について

1. 需要家代理モデルの活用で期待されるメリット
 - 需要家代理モデルの活用により、ガス小売事業者の一括営業による販売経費等の圧縮を通じた安価な料金メニューの適用や、需要家の利用メニューの多様化が可能であること。
2. 自己契約・双方代理・その他利益相反行為が問題となりうる場合等
 - 需要家の代理人が当該需要家との小売供給契約に係るガス小売事業者を兼ねる自己契約又はその代理人を兼ねる双方代理の場合は、原則として無権代理行為となること（民法第108条）。
 - 外形的・客観的に考察して、代理行為が代理人にとっては利益となり、需要家にとっては不利益となる場合は、代理契約が利益相反行為として無権代理行為となる可能性があるため、当該代理契約を避けるべきであること。なお、平成32年4月1日施行の民法第108条第2項には、自己契約及び双方代理以外の、代理人と本人との利益が相反する行為についても、原則として無権代理行為とみなす規定が新設されること。
 - 第三者が需要家の代理人として小売供給契約の締結を申し出た場合には、ガス小売事業者等が需要家への供給条件の説明等の義務を負うことを踏まえ、ガス小売事業者等が、当該代理人が小売供給契約を締結する代理権を有しているかを適切な方法により確認することが望ましいこと。
3. 需要家代理モデルを一括受ガスと区別して営業すること
 - 需要家代理モデルに基づくガスの供給を「一括受ガス」と呼称することで、当該供給によりガスの供給者選択に一定の制約を課すことになると需要家へ誤認させる可能性があることから、ガス小売事業者等及び需要家の代理人が当該呼称を使用しないことが望ましいこと。
4. 需要家の代理人から需要家への説明・書面交付等
 - 需要家の代理人は、需要家代理に係る手数料等の条件の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うべきであること。
 - このほか、需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明等、ガスの小売営業に関する指針でガス小売事業者に求められる各種行為については、需要家代理モデルにおいても代理人が適切に行うべきであること。
5. 需要家代理モデルにおけるスイッチング
 - 需要家代理モデルにおける需要家は小売供給契約の主体であり、随時小売供給契約の見直しを行い、ガス小売事業者をスイッチングすることが可能であるが、需要家の代理人は、スイッチングに係る手続を迅速に行うことが望ましいこと。

10

ガイドラインの整備方針（案）3/3：需要家代理について 2/2

- 本WGでの議論を踏まえ、下記の趣旨を盛り込んだガイドラインを整備してはどうか。

6. 需要家代理モデルへの消費者契約法等の適用可能性
 - 需要家代理モデルにおける消費者と代理事業者の代理契約は、消費者契約に該当することから消費者契約法の適用対象となり、代理事業者による不当勧誘や不当条項の使用に該当する可能性があること。
 - 消費者契約法上の不当勧誘や不当条項に当たる場合としては、例えば下記のようなものが想定されること。
 - 代理事業者が代理契約の締結について消費者を勧誘をするに際し、消費者に対して、当該代理契約の締結によって小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料を告げなかったことにより、消費者が、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料が存在しないとの誤認をし、それによって当該代理契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性があること（消費者契約法第4条第2項）。
 - 代理事業者が代理契約の締結について消費者を勧誘をするに際し、消費者に対して、当該代理契約の締結によって小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該代理契約に基づく小売供給契約が民法上の自己契約、双方代理又はその他利益相反行為に該当することを告げなかったことにより、消費者が利益相反関係が存在しないとの誤認をし、それによって当該代理契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性があること（消費者契約法第4条第2項）。
 - 代理事業者はいかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない、代理事業者に責めに帰すべき事由があっても一切損害賠償責任を負わない、又は代理事業者が故意又は過失があっても一切損害賠償責任を負わないといった条項は、債務不履行や不法行為による損害賠償責任の「全部を免除する事項」に該当し、無効となること（消費者契約法第8条第1項第1号及び第3号）。
 - 代理事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該代理事業者によるその解除権の有無を決定する権限を付与する条項は、無効となること（消費者契約法第8条の2）。
 - 消費者が代理契約を解約する際に高額な違約金を請求する条項が代理契約に含まれており、解除に伴う解約料の金額が当該事業者が生ずる「平均的な損害の額」を超える場合には、平均的な損害の額を超える部分が、無効となる可能性があること（消費者契約法第9条第1号）。
 - 消費者が代理事業者を通さず、ガス小売事業者と直接契約を締結・変更・解約することを禁じる条項が代理契約に含まれている場合、消費者にとって誰と契約するかは本来自由であるにもかかわらず、契約相手の選択の自由を制限している点で「公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」に該当し、無効となる可能性があること（消費者契約法第10条）。
 - 契約期間を設定する際に、いわゆる顧客の囲い込みを目的として、長期間にわたり消費者を拘束する条項が代理契約に含まれている場合、当該条項は、「消費者の利益を一方的に害するもの」に該当し、無効となる可能性があること（消費者契約法第10条）。

11

(参考) 現行の小売GL上の記載 (需要家代理関係)

ガスの小売営業に関する指針 (2017年1月制定)

1 需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為

(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付

イ 望ましい行為等

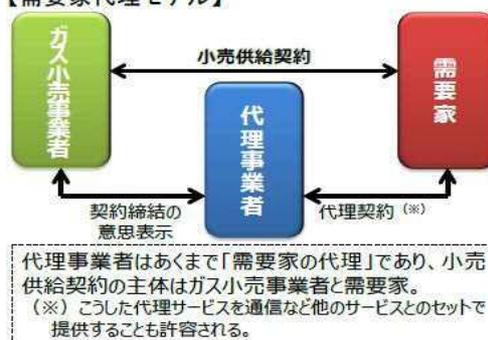
ii) 需要家代理モデルにおける説明等

需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらす需要家代理モデルが新たに想定される。需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理であって、小売供給契約の主体はガス小売事業者と当該需要家であることから、このような営業・契約形態は、ガス事業法上の規制の対象外である。

需要家代理モデルの場合、需要家との小売供給契約の内容や解除手続及び苦情・問合せへの対応の適正性については、ガス小売事業者がガス事業法上の責任を負っているが、ガス事業法の規制の対象外であるからといって、需要家の代理事業者が需要家に適切な情報提供をしないことによって、需要家の利益が害されることがあってはならない。そこで、需要家代理モデルにおける代理事業者は、本指針に定められたガス小売事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うことが望ましい。これにより、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境が整備されることが期待される。

以下に、需要家代理モデルのモデル図を示す。

【需要家代理モデル】



12

(参考) 第16回電力・ガス基本政策小委員会 (2019年3月27日) 資料6 資源エネルギー庁説明資料より抜粋

検討の方向性

- 共同住宅等に対する電気の一括供給については、電気事業法上、小売ライセンスの取得は不要とされているが、「電力の小売営業に関する指針」において、小売電気事業者と同等の需要家保護を行うことを「望ましい行為」として位置付けている。
- 高圧一括受電事業者において、同指針に基づき小売電気事業者と同等の需要家保護がなされているかどうかについて、実態調査を行ったところ、概ねの事業者によって需要家保護のために必要となる手続きが行われていたものの、一部の事業者において、例えば供給条件の説明項目不足や、契約締結時の書面不交付等の手続き漏れが散見された。
- これらの手続き漏れは、電気的最终使用者との間のトラブルの元になりかねないため、高圧一括受電事業においても、同指針のとおり、需要家保護のために必要となる諸手続きについては、小売電気事業者同様に漏れなく実施することが望ましい。
- 他方、現行の同指針は、一括供給モデルにおける特殊事情を踏まえた形で作られていないため、高圧一括受電事業者にとって、どこまで小売電気事業者と同様に需要家保護策を実施すれば良いか分かりづらいという意見もあった。
- このため、次回以降、高圧一括受電事業者から意見を伺いつつ、どのように需要家保護を図っていくのかを検討することとしてはどうか。

経過措置指定団地の2019年3月解除並びに6月及び9月解除見込み

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。(関東局については見直しを行い、▲1⇒▲7に修正。)

(一社)日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月 ~2018年12月	2019年 3月1日	2019年3月1日推定 (2019年2月生産動態統計BASE)			2019年 6月1日	2019年6月1日見込 (2019年2月生産動態統計BASE)			2019年 9月1日	2019年9月1日見込 (2019年2月生産動態統計BASE)		
	自由化 団地	経過措置 指定団地	団地計	供給地点群 数の増減	指定解除	自由化 団地	経過措置 指定団地	団地計	解除予定	自由化 団地	経過措置 指定団地	団地計	解除予定	自由化 団地	経過措置 指定団地	団地計
北海道 ▲4	333 5.9%	10 2.9% 0.6%	343 4.6%	-4 6.3%	0 0.0%	331 5.5%	8 0.6%	339 4.6%	0 0.0%	331 5.5%	8 0.6%	339 4.6%	0 0.0%	331 5.4%	8 0.7%	339 4.6%
東北 ▲1	542 9.6%	83 13.3% 4.8%	625 8.5%	-13 20.3%	1 0.8%	559 9.2%	53 4.2%	612 8.4%	0 0.0%	559 9.2%	53 4.2%	612 8.4%	17 54.8%	576 9.5%	36 2.9%	612 8.4%
関東 ▲7	1,385 24.5%	722 34.3% 41.8%	2,107 28.6%	-21 32.8%	48 40.7%	1,525 25.2%	561 44.2%	2,086 28.5%	7 50.0%	1,532 25.3%	554 44.1%	2,086 28.5%	6 19.4%	1,538 25.2%	548 44.8%	2,086 28.5%
中部	468 8.3%	190 28.9% 11.0%	658 8.9%	-8 12.5%	10 8.5%	500 8.3%	150 11.8%	650 8.9%	3 21.4%	503 8.3%	147 11.7%	650 8.9%	2 6.5%	505 8.3%	145 11.8%	650 8.9%
北陸	292 5.2%	0 0.0%	292 4.0%	-4 6.3%	0 0.0%	288 4.8%	0 0.0%	288 3.9%	0 0.0%	288 4.8%	0 0.0%	288 3.9%	0 0.0%	288 4.7%	0 0.0%	288 3.9%
近畿	679 12.0%	340 33.4% 19.7%	1,019 13.8%	-10 15.6%	18 15.3%	744 12.3%	265 20.9%	1,009 13.8%	0 0.0%	744 12.3%	265 21.1%	1,009 13.8%	2 6.5%	746 12.2%	263 21.5%	1,009 13.8%
中国	549 9.7%	83 13.1% 4.8%	632 8.6%	-13 20.3%	6 5.1%	565 9.3%	54 4.3%	619 8.5%	0 0.0%	565 9.3%	54 4.3%	619 8.5%	0 0.0%	565 9.3%	54 4.4%	619 8.5%
四国	291 5.1%	62 17.6% 3.6%	353 4.8%	0 0.0%	2 1.7%	309 5.1%	44 3.5%	353 4.8%	2 14.3%	311 5.1%	42 3.3%	353 4.8%	4 12.9%	315 5.2%	38 3.1%	353 4.8%
九州	931 16.5%	238 20.4% 13.8%	1,169 15.8%	7 -10.9%	33 28.0%	1,043 17.2%	133 10.5%	1,176 16.1%	2 14.3%	1,045 17.2%	131 10.4%	1,176 16.1%	0 0.0%	1,045 17.2%	131 10.7%	1,176 16.1%
沖縄	181 3.2%	1 0.5% 0.1%	182 2.5%	2 -3.1%	0 0.0%	183 3.0%	1 0.1%	184 2.5%	0 0.0%	183 3.0%	1 0.1%	184 2.5%	0 0.0%	183 3.0%	1 0.1%	184 2.5%
全国計 ▲12	5,651 100.0%	1,729 23.4% 100.0%	7,380 100.0%	-64 100.0%	118 100.0%	6,047 100.0%	1,269 100.0%	7,316 100.0%	14 100.0%	6,061 100.0%	1,255 100.0%	7,316 100.0%	31 100.0%	6,092 100.0%	1,224 100.0%	7,316 100.0%

* 斜体の数字は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

(注)旧簡易ガス団地が廃止された数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

** 下段のパーセンテージは全国計に占める割合

【出典：生産動態統計ほか】

(一社)日本コミュニティーガス協会 第49回定時総会等運営(案)

期 日：2019年6月20日(木)

場 所：霞山会館(TEL3581-0401代)

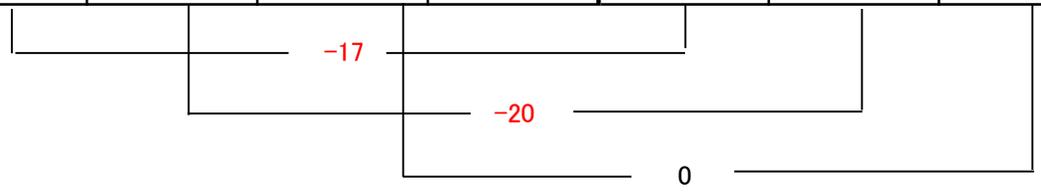
次 第	氏 名	時 間(予 定)	経済産業省・エネルギー庁出席予定者
1. 常任理事会 (Room 5)	会 長 鵜田 勝彦 他	13:00~13:40	
2. 理 事 会 (Room 1、2)	同 上	13:50~14:50	下堀ガス市場整備室長 田村ガス安全室長
3. 定時総会 (牡丹の間)	<p>司会 専務理事 藪内 雅幸</p> <p>1) 成立報告 専務理事 藪内 雅幸</p> <p>2) 会長挨拶 会 長 鵜田 勝彦</p> <p>3) 来賓祝辞 世耕経済産業大臣 (村瀬電力・ガス事業部長)</p> <p>4) 議長選出 会 長 鵜田 勝彦</p> <p>5) 議事録署名人選出 同 上</p> <p>6) 議案審議 進行 会 長 ・第1号~5号 説明 専務理事 藪内 雅幸</p> <p>7) 表 彰 会 長 鵜田 勝彦</p> <p>8) 閉 会 専務理事 藪内 雅幸</p>	15:00~16:45	世耕経済産業大臣 (村瀬電力・ガス事業部長) 下堀ガス市場整備室長 田村ガス安全室長
4. 懇親会 (霞山の間)	<p>司会 総務部長 小楠 康晴</p> <p>1) 開 会 総務部長 小楠 康晴</p> <p>2) 会長挨拶 会 長 鵜田 勝彦</p> <p>3) 来賓祝辞 村瀬電力・ガス事業部長</p> <p>4) 乾 杯 福島大臣官房審議官</p> <p>5) 閉会の辞(中締め) 副会長 和田 眞治</p>	17:00~18:30	村瀬電力・ガス事業部長 福島大臣官房審議官(産業保安) 下堀ガス市場整備室長 田村ガス安全室長

2018年度 講習会等実施状況一覧表

区分 支部分名	講習会											実施回数 延べ人員	参考 (会員事業者数)	
	丙種主任 受験	調査員		保安 (技術)	業務 (経理)	PE管配管作業者		PE管 トレーナー	ガス主任 技術者	説明会 その他	地区防災会 反省会			
		(認)	(再)			(認)	(再)							
北海道	予定回数 /人員	1/ 17	1/ 50	3/ 250	1/ 60		1/ 24	2/ 120					9/ 521	52
	回数	1	1	3	1		1	2					9	
	人員	24	71	237	84		31	127					574	
東北	予定回数 /人員	2/ 120	1/ 170	3/ 590	1/ 160	1/ 160	1/ 45	1/ 100					10/ 1345	148
	回数	1	1	3	2	1	1	1					10	
	人員	88	149	580	375	174	42	116					1,524	
関東	予定回数 /人員	2/ 200	4/ 700	5/ 1800			2/ 100	2/ 360		1/ 600	1/ 500		17/ 4,260	354
	回数	2	4	4			2	2		1	1		16	
	人員	269	770	1579			100	322		623	550		4,213	
東海	予定回数 /人員	1/ 100	2/ 220	2/ 750	3/ 390	2/ 300	1/ 20	1/ 80					12/ 1,860	103
	回数	1	2	3	3	2	1	1					13	
	人員	85	227	684	418	316	37	62					1,829	
北陸	予定回数 /人員		2/ 55	1/ 280	1/ 60		1/ 5	1/ 16		1/ 60	1/ 60		8/ 536	42
	回数		2	2	2		1	1		1			9	
	人員		68	266	105		7	16		57			519	
近畿	予定回数 /人員	1/ 60	2/ 190	4/ 660	4/ 500		1/ 20	2/ 250		1/ 40			15/ 1,720	176
	回数	2	2	2	4	4	1	1					16	
	人員	74	205	661	509	509	10	117					2,085	
中国	予定回数 /人員	1/ 60	1/ 150	3/ 530	2/ 250	2/ 250	1/ 40	2/ 110					12/ 1,390	123
	回数	1	1	3	2	2	1	2					12	
	人員	60	147	565	272	214	28	107					1,393	
四国	予定回数 /人員	1/ 20	2/ 60	2/ 200	1/ 80	1/ 80	1/ 20	1/ 60					9/ 520	65
	回数	1	2	2	1	1	1	2					10	
	人員	19	68	206	84	73	7	53					510	
九州	予定回数 /人員	1/ 120	2/ 230	3/ 610	3/ 350		1/ 40	2/ 80					12/ 1,430	224
	回数	1	2	3	3		1	2					12	
	人員	93	231	592	380		38	66					1,400	
沖縄	予定回数 /人員	1/ 12	1/ 60	1/ 85	1/ 50		1/ 22	1/ 25		1/ 40			7/ 294	28
	回数	1	2	2	1	1	1	1					9	
	人員	14	85	98	44	44	23	15					323	
支部合計	回数	11	19	27	19	11	11	15	0	2	1	0	116	1,315
	人員	726	2,021	5,468	2,271	1,330	323	1,001	0	680	550	0	14,370	
本部	回数								1				1	22
	人員								22				22	

正 会 員 入 会 状 況
(2019. 3. 31)

	2018年3月末				2019年3月末				備 考
	(2018.3末) 事業者数	会員数	未加入 事業者数	加入率(%)	(2019.3末) 事業者数	会員数	未加入 事業者数	加入率(%)	
北海道	52	52		100.0	52	52		100.0	(注) 事業者数、会員数間の 差異について、理由は 以下のとおり。 ①一支部内における、 同一企業の事業所単位 の入会による重複 ②未加入事業者 (東北、関東、近畿、九 州各支部)
東北	150	※2 149	3	99.3	148	※2 148	2	100.0	
関東	361	※3 362	2	100.6	355	※1 354	2	99.7	
東海	105	105		100.0	103	103		100.0	
北陸	42	42		100.0	42	42		100.0	
近畿	180	※1 180	1	100.0	176	※1 176	1	100.0	
中国	126	126		100.0	123	123		100.0	
四国	66	66		100.0	65	65		100.0	
九州	227	225	2	99.1	227	224	3	98.7	
沖縄	27	27		100.0	28	28		100.0	
合計	1,336	1,335	8	99.9	1,319	1,315	8	99.7	



正 会 員 事 業 形 態 別 一 覧 表
(2019. 3. 31)

企業形態別 支部別	私 営		公 営 (一般ガス兼業)	組 合		合 計	
	一般ガス兼業	その他の会社等		農業協同組合	その他の組合		
北 海 道	8	34	42		10	10	52
東 北	26	(2)	(2)	3	6	2	(2)
関 東	38	111	137		25	48	148
東 海	5	(2)	(2)				(2)
北 陸	3	243	281		7	15	73
近 畿	11	76	81				22
中 国	8	30	33	1	7	1	8
四 国	1	(1)	(1)				(1)
九 州	13	143	154	1	12	9	21
沖 縄	1	106	114	1	5	3	8
合 計	1	55	56		6	3	9
	13	(3)	(3)				(3)
	1	169	182		18	24	42
	1	26	27		1		1
	114	(8)	(8)	6	87	115	(8)
		993	1,107			202	1,315

(注) 1. ()内数値は、未加入事業者である。

2. 会員数は、当該支部管内の同一企業において、それぞれ事業所単位で会員として入会しているため、事業者数よりその数だけ多い。